監査結果に関する措置状況報告書

報告番号:報告監5の第13号

監査の対象:令和4年度監査委員監査 コミュニティ回収等の奨励金に関する事務

所 管 所 属:環境局

通知を受けた日:令和5年7月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	1 奨励金の支給に係る事務について (1)添付書類の確認について是正を求めたもの コミュニティ回収及び資源集団回収実施団体から提出された実績 報告兼支給申出書が添付されている決裁を確認したところ、次の事 実が生じていた。 ・実績報告兼支給申出書に記載している団体名と取引伝票に記載し ている団体名が異なっていた。	【1】 全環境事業センターに対し、令和4年度の奨励金の支給に係る決 裁について令和5年1月24日付けで調査依頼し、約2700件の申請書 類を確認した結果、62件の申請において不適切な添付書類が判明し たため、各環境事業センターにおいて回収実施団体に対し適切な書 類の提出を求め、改めて決裁をとり直した。	措置済	令和5年4月28日
	・原本ではない取引伝票が実績報告兼支給申出書に添付されていた。 ・取引伝票に再生資源事業者の押印等がなかった。 ・実績報告兼支給申出書に記載されている団体名と振込口座情報 (口座名義)が異なっているものがあったが、正式な債権者であることを確認できる書類が不十分であった。 [指摘事項1 (1)] 1. 環境局は、全環境事業センターの令和4年度の奨励金の支給に係る決裁を見直し、添付書類として不適切と認められた場合は、正式な書類の提出を求めるとともに、改めて決裁をとり直されたい。 2. 環境局は、環境事業センターにおいて、審査事務がマニュアルど	【2】 ・【1】の調査結果において、各環境事業センターの審査事務担当者が、軽微な相違であれば問題ないといった誤った認識を持っていたこと、また、当該事務の正確性を担保するためのチェックが有効に機能していなかったことを確認した。・審査時において、正確な書類が添付され、記載内容が正確であるかを確認するチェックリストを作成し、その使用をマニュアルに規定することで、審査事務が適正に行われる仕組みを構築のうえ、全環境事業センターに周知徹底した。・また、再生資源事業者に対しても、取引伝票にはコミュニティ回収等実施団体の名称を正しく記載することや押印をすることなど、取引伝票の正しい記載方法等について、周知文を送付した。	措置済	令和 5 年 4 月28日
	3. 環境局は、確認が適切に行われているか定期的にモニタリングする仕組みを構築されたい。 (【3】 ・審査事務の確認が適切に行われていることを確認するため、家庭ごみ減量課が環境事業センターへ赴き、要綱及びマニュアル等に沿った事務処理が行われているかについて、書類閲覧及び担当者への質問等の手法により実地調査を行うモニタリングの実施について、新たにマニュアルに規定し、周知した。・モニタリングは、令和5年度から毎年度3~4箇所の環境事業センターを抽出して対象とし、3年間ごとに10箇所全ての環境事業センターの実地調査を実施する。	措置済	令和5年4月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (2)	1 奨励金の支給に係る事務について (2)コミュニティ回収実施団体の適用について是正を求めたもの 届出書類の受付及び支出に関する決裁について確認したところ、 コミュニティ回収実施団体として適用される地域活動協議会、連合 振興町会以外の団体名がコミュニティ回収実施団体として登録され ている事例があった。家庭ごみ減量課によれば、連合振興町会が別 名を使用して活動することを担当職員が確認したことから、要綱に 規定している団体として認めたとのことである。ところが、要綱に 規定されている団体であることを裏付ける資料がなく、また、連合 振興町会の代表者とも一致していなかった。	【1】 当該コミュニティ回収実施団体から、連合振興町会長を当該コミュニティ回収実施団体の代表者に変更する旨申出があり、当該団体代表者(連合振興町会長)から、連合振興町会が当該団体名でコミュニティ回収活動を実施していることが確認できる書類を受理し、改めて要綱に定める団体であることを確認した。	措置済	令和5年5月23日
	[指摘事項1(2)] 1. 環境局は、上記事例のコミュニティ回収実施団体が連合振興町会であると判断できる証拠書類を確認し、要綱に定めている団体と認められない場合は、奨励金の返還など、必要な措置を講じられたい。 2. 環境局は、上記事例の団体以外についても再度点検し、証拠書類が不十分な場合は改めて提出を求め、適切に保管されたい。	【2】 【1】を除くすべてのコミュニティ回収実施114団体について再度 点検し、要綱に定める団体であることを確認した。	措置済	令和5年2月9日
2 (1)	2 コミュニティ回収等実施団体に対する説明について (1) 奨励金の支給に関する説明について是正を求めたもの コミュニティ回収等実施団体の募集時や回収開始前の手続の説明 時に配付している資料を確認したところ、奨励金の支給は回収実施 年度の予算ではなく、回収終了後の年度の予算を用いて支払われる ものであるにもかかわらず、当該資料には、「奨励金について支払 います」と明記されていた。また、環境局職員による口頭での説明 において、活動中の奨励金支給額が未定であることを説明していな いとのことであり、コミュニティ回収等を開始する団体にとって、 奨励金の支払いが確約されていると受け取れるものとなっていた。	コミュニティ回収及び資源集団回収に係る制度説明資料について、奨励金は回収活動年度の翌年度の予算成立をもって支給する旨の注釈を追記する修正を行った。	措置済	令和5年2月15日
	[指摘事項2(1)] 環境局は、実施団体の活動中の奨励金支給額は未定であることに 留意し、奨励金の支給にかかる説明を適切な表現となるよう改めら れたい。			
2 (2)	2 コミュニティ回収等実施団体に対する説明について (2) 手続に関する説明について是正を求めたもの 実地調査を行った環境事業センターにて、コミュニティ回収等実 施団体から提出された変更届出書を確認したところ、提出期限であ る変更の日から10日を超えて提出されているものが散見された。 [指摘事項2(2)] 環境局は、全環境事業センター及びコミュニティ回収等実施団体 に対して、変更届等の提出期限について改めて周知徹底されたい。 また、提出期限が遵守されているか定期的にモニタリングする仕組 みを構築されたい。	・令和5年2月発行の「コミュニティ回収通信」において、変更届の提出期限は、変更が生じた日から10日以内であることを記載し、コミュニティ回収等実施団体に対し改めて周知するとともに、全環境事業センターに対しても上記内容を通知した。・変更届等の提出期限が遵守されていることを確認するため、家庭ごみ減量課が環境事業センターへ赴き、要綱及びマニュアル等に沿った事務処理が行われているかについて、書類閲覧及び担当者への質問等の手法により実地調査を行うモニタリングの実施について、新たにマニュアルに規定し、周知した。・モニタリングは、令和5年度から毎年度3~4箇所の環境事業センターを抽出して対象とし、3年間ごとに10箇所全ての環境事業センターの実地調査を実施する。	措置済	令和5年4月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	3 債権譲渡について是正を求めたもの マニュアルを確認したところ、(5)実施団体の変更の項目において「変更後の団体へ支給を希望される場合は、団体間において債権の譲渡が行われたうえで、債権譲渡通知書の提出が必要な旨を説明する。また、債権の譲渡が行われた場合は、変更後の団体が変更前の団体の活動実績(変更後の団体の実績と合わせて)を報告することになる。」と記載されており、債権発生前の手続を変更後団体が行うように設定されていた。 [指摘事項3] 環境局は、債権譲渡に関する規定を十分に理解し、変更前の団体が支給申出の手続を行うようにするなど、適切な事務処理となるようにマニュアルを改められたい。	実施団体の変更に伴う債権譲渡について、これまでマニュアルに 記載していた「変更後の団体が変更前の団体の活動実績(変更後の 団体の実績と合わせて)を報告する」という規定を改め、変更前の 団体が行った活動実績については、債権発生前の手続きであること から変更前の団体が報告するよう、マニュアルを改めた。	措置済	令和5年4月28日
4	4 文書管理について是正を求めたもの 環境局が制定したマニュアル(令和4年3月改訂版)及び環境事 業センターでの公文書の保管状況を確認したところ、次のようなこ とが生じていた。 ・コミュニティ回収等の実施団体への奨励金支給決定に係る決裁に	【1】	措置済	令和5年4月28日
	添付する実績報告兼支給申出書について、当該書類は歳出決議(保存期間5年)に係る内容を兼ねているにもかかわらず、保存期間が3年と設定されていた。 ・また、複数の環境事業センターにおいては、令和3年度のコミュニティ回収等の実施団体への奨励金支給決定に係る公文書が簿冊に編集さえされていなかった。	【2】 コミュニティ回収等の奨励金支給決定に係る過年度分の公文書について、全環境事業センターの保管状況について調査し、5年分が保管されていたことを確認したことから、各環境事業センターにおいて、歳出決議書類(保存期間5年)の簿冊を平成30年度から令和4年度までの各年度分を作成のうえ、編集し直した。	措置済	令和 5 年 4 月28日
	[指摘事項4] 1. 環境局は、歳出決議書類となる奨励金支給決定に係る公文書について、適正な保存期間の簿冊に編集し保管するよう、環境事業センターに改めて周知されたい。 2. 環境局は、過年度分の公文書保管について、必要に応じて総務局と相談の上、適正に対応されたい。 3. 環境局は、環境事業センターにおいて文書管理が遵守できているか定期的にモニタリングする仕組みを構築されたい。	【3】 ・文書管理が遵守できていることを確認するため、家庭ごみ減量課が環境事業センターへ赴き、要綱及びマニュアル等に沿った事務処理が行われているかについて、書類閲覧及び担当者への質問等の手法により実地調査を行うモニタリングの実施について、新たにマニュアルに規定し、周知した。・モニタリングは、令和5年度から毎年度3~4箇所の環境事業センターを抽出して対象とし、3年間ごとに10箇所全ての環境事業センターの実地調査を実施する。	措置済	令和 5 年 4 月28日
5 (1)	5 事務手続の意思決定について (1)要綱の内容変更に関する事務について是正を求めたもの 要綱の内容を変更した時の手続について確認したところ、令和2 年度の実績報告兼支給申出書の提出期限を新型コロナウイルス感染 症の拡大防止の観点から令和3年5月18日まで延長したが、その意 思決定をする公文書を作成していなかった。 [指摘事項5 (1)] 環境局は、局職員に要綱の重要性を認識するように改めて徹底す るとともに、要綱に定める内容を変更する際には、正式な決裁権者 の承認を得るように徹底されたい。	令和5年2月16日付けで局内に「規程改正の際の適正手続の確保について」を発出し、所掌事務の遂行にあたり、事務処理の根拠となるもの(要綱・要領などの制定形式を問わず、事務処理全般の根拠規程)の重要性を認識すること、意思決定の手続(公文書の作成、正式な決裁権者による決裁等)を適正に行うことについて、周知徹底した。	措置済	令和5年2月16日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5 (2)	5 事務手続の意思決定について (2)各種届出書の受付時の手続について是正を求めたもの 各環境事業センターの実施団体から提出された届出書等の決裁内 容を文書管理システムで確認したところ、一部の環境事業センター で、家庭ごみ減量課の意図どおりの決裁が行われていなかった。 [指摘事項5 (2)] 環境局は、各環境事業センターに対して各種届出書が提出された 際のあるべき事務処理について改めて周知されたい。また、マニュ アルに沿った運用が行われているか定期的にモニタリングする仕組 みを構築されたい。	・上記の指摘に基づき改正するマニュアルについて、環境事業センターに周知する際、各種届出書が提出された際のあるべき事務処理について、改めて周知した。 ・加えて、担当者を対象とした事務研修を令和5年6月に開催し、マニュアルに沿った事務の実施について、周知徹底する。・マニュアルに沿った運用が行われていることを確認するため家庭ごみ減量課が環境事業センターへ赴き、要綱及びマニュアル等に沿った事務処理が行われているかについて、書類閲覧及び担当者への質問等の手法により実地調査を行うモニタリングの実施について、新たにマニュアルに規定し、周知した。・モニタリングは、令和5年度から毎年度3~4箇所の環境事業センターを抽出して対象とし、3年間ごとに10箇所全ての環境事業センターの実地調査を実施する。	措置済	令和5年4月28日